

## 第4回相模原・津久井地域合併協議会について

### <開催日等>

日 時：平成16年8月4日（水）午後2時から

場 所：神奈川県立相模湖交流センター 多目的ホール

### <協議事項>

I	協議第4号	新市の名称について（継続協議）	1
II	協議第12号	行政連絡機構の取扱いについて	2
III	協議第13号	慣行の取扱いについて	9
IV	協議第14号	公共的団体等の取扱いについて	13
V	協議第15号	町名・字名の取扱いについて	22
VI	協議第16号	土地利用の取扱いについて	28
VII	協議第17号	上下水道事業の取扱いについて	30

### <報告事項>

VIII	報告第16号	各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その1	36
IX	報告第19号	相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程の一部改正について	57

## VI 土地利用の取扱いについて

土地利用の取扱い（都市計画区域及び区域区分等）については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後の新市において住民の意向を踏まえた中で検討するものとする。

調整方針一覧

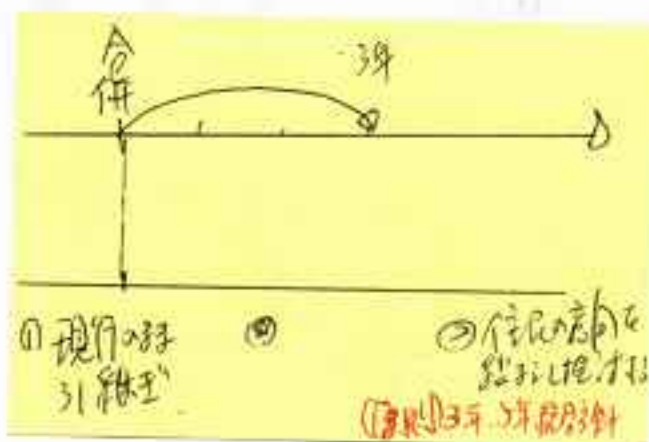
番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	都市計画の調査研究、計画策定、指導及び推進	市町村マスタープランは、 <u>合併後3年以内に策定する。</u>	10
2	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定及び推進	現行のまま新市に引き継ぎ、 <u>検討する。</u>	11
3	<u>区域区分</u> 、地域地区、地区計画等の決定及び変更	現行のまま新市に引き継ぎ、 <u>検討する。</u>	12

### <参考>

#### 土地利用の取扱いの考え方について

市町村が合併した場合の都市計画区域の指定については、広域的な視点から行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも、原則として1つの都市計画区域を指定し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが望ましい。

しかしながら、1つの都市計画区域を指定することが困難である場合には、実質的に一体の都市として整備することが適切な区域ごとに、複数の都市計画区域を指定することも考えられる。



都市計画の現況比較

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
都市計画区域	市全域が都市計画区域に指定されている。 (相模原都市計画)	町全域が都市計画区域に指定されている。 (相模原都市計画)	町域の一部が都市計画区域に指定されている。 (津久井都市計画)	町全域が都市計画区域に指定されている。 (相模湖都市計画、藤野町の町域の一部を含む)	土地利用の取扱い(都市計画区域及び区域区分等)については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後の新市において住民の意向を踏まえた中で検討するものとする。
区域区分	都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、区域区分(市街化区域と市街化調整区域)を定めている。	区域区分を定めている。	区域区分を定めている。	区域区分を定めている。	
用途地域	用途地域を定めている。	用途地域を定めている。	用途地域を定めている。	用途地域を定めている。	
市町村マスタープラン	議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)を定めている。	市町村マスタープランを定めている。	市町村マスタープランを定めている。	市町村マスタープランを定めている。	